

生食発 0802 第 1 号
5 輸国第 1790 号
令和 5 年 8 月 2 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

我が国から大韓民国に輸出する一部の畜産加工品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 KR-A2「大韓民国向け輸出畜産加工品の取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、取扱要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知をお願い致します。

記

- 1 施設認定の変更申請要件を改正(品目追加の場合は申請不要とする)
- 2 認定手数料の納付方法について明記
- 3 組織名を「輸出支援課」から「規制対策グループ」に変更
- 4 その他所要の修正